

医療費請求時のお願い

◆医療費の支払いが高額となり下表の自己負担限度額を超える場合は、**福祉協会に請求書を提出する前に、加入健康保険から高額療養費の払戻しを受けてください。**

◆高額療養費の額が分かる「支給決定（送金）通知書の写し」と病院等の領収書の写しを付けて提出してください。

※その他必要書類がある場合は、添付をお願いすることがあります。

●高額療養費について

病気やケガで**多額の医療費を支払った場合**、その負担額に上限を設けているのが高額療養費制度です。本人が加入している健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療加入の方は市区町村役場に手続きをするとその**限度額を超えた分が高額療養費として払い戻されます。**

申請手続きは、加入している健康保険により異なりますので**詳細は加入健康保険へお問い合わせください。**

自己負担限度額（上限となる一定の金額）は、年齢又は所得、入院や外来によって下表のようになっていますが、保険診療外の費用や入院時食事療養費等は含みません。

なお、70歳未満の方又は70歳以上で医療費3割負担の方は、医療費の負担が高額になりそうな場合、あらかじめ加入する健康保険から「限度額適用認定証」を発行してもらうことにより、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までに軽減することができます。

高額療養費の詳しい仕組み及び受診者の自己負担限度額の確認につきましては、加入健康保険へお問い合わせ下さい。

◎1ヶ月ごと（月の初日から末日まで）の自己負担限度額

（令和4年4月現在）

年齢・適用区分			自己負担限度額	多数該当
70歳未満	上位所得者	年収約1,160万円以上	ア 252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
		年収約770万~約1,160万円	イ 167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
	一般所得者	年収約370万~約770万円	ウ 80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
		年収約370万円以下	エ 57,600円	
	住民税非課税世帯	オ 35,400円	24,600円	

年齢・適用区分	自己負担限度額		多数該当
	外来のみ(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
70歳以上	現役並み所得者世帯 (医療費3割負担の方)	Ⅲ 252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
		Ⅱ 167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
		Ⅰ 80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	一般所得者世帯	18,000円(年間上限144,000円)	
	住民税非課税世帯	Ⅱ 8,000円	24,600円
Ⅰ 8,000円		15,000円	

・月の途中で75歳となり後期高齢者医療制度へ加入する方は、加入月のみ誕生日前後の加入健康保険で自己負担限度額が半額になります。

参考 高額療養費にはさらに自己負担額が軽減される仕組みがあります。

多数該当：直近の過去12ヶ月以内に高額療養費の該当回数が4回以上となる場合、4回目以降は自己負担額が軽減されます。(70歳未満の方、又は、70歳以上で現役並み所得者世帯の方及び一般所得者世帯の方が該当します。)

世帯合算：同一世帯内の70歳未満の方が、同じ月に21,000円以上の額を2件以上支払った場合の自己負担限度額は、それぞれの医療費を合算して算定します。なお、70歳以上の方には別の合算基準額があります。(その場合の福祉協会の基礎控除額は、最大2件2万円(1件1万円×2件)までとなります。)

(注)「限度額適用認定証」を病院等へ提示した場合でも、多数該当・世帯合算に該当することで、加入保険者から高額療養費が払い戻されることがあります。

診療年月 令和 年 月分

会員区分	会員番号	会員氏名
1.退職会員		
2.配偶者会員		

領収書・高額療養費等支給決定通知書の写し貼付用紙

※作成した福祉協会所定の医療費請求書1枚につき、1枚の貼付用紙をご利用ください。(院外薬局分がある場合は2枚ご利用ください。)

貼付欄

※領収書等は写し(コピー)でも請求できます。